

○児童福祉法施行規則第一条の三十四の厚生労働大臣が定める基準

(平成二十一年三月三十一日)

(厚生労働省告示第二百二十五号)

- 1 養育里親研修(児童福祉法施行規則(以下「規則」という。)第一条の三十四に規定する養育里親研修をいう。以下同じ。)は、都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第五十九条の四第一項の児童相談所設置市を含む。以下同じ。)又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う研修であって、次の各号の要件を満たす課程により行うものとする。
 - 一 次に掲げる全ての科目について実施するものであること。
 - イ 児童福祉論(講義)
 - ロ 養護原理(講義)
 - ハ 里親養育論(講義)
 - ニ 発達心理学(講義)
 - ホ 小児医学(講義)
 - ヘ 里親養育援助技術(講義)
 - ト 里親養育演習(講義・演習)
 - チ 養育実習(実習)
 - 二 講義、演習及び実習の方法により行うものであること。
 - 三 養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において行うものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において現に児童を処遇する職員として勤務している者その他児童の処遇に関する十分な知識及び経験を有すると認められる者並びに要保護児童(児童福祉法第六条の二第八項に規定する要保護児童をいう。)の親族である者に対しては、相当と認められる範囲で、前項第一号に掲げる科目の一部を免除することができる。
- 3 規則第一条の三十七第二号の厚生労働大臣が定める研修を修了した者は、養育里親研修を修了したものとみなす。

附 則

平成十六年四月一日からこの告示の適用の日までの間に都道府県知事が実施した研修その他都道府県知事が適当と認めた研修であって、養育里親研修の一部又は全部の課程と同様の課程であると都道府県知事が認めるものは、養育里親研修の一部又は全部の課程とみなすことができる。